



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年12月13日金曜日 第1416号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則.....1357

告 示

- 新たに生じた土地の確認（内海村）.....1357
- 字の区域の変更（ " ）.....1358
- 土地改良事業の計画の変更の認可.....1358
- 町営土地改良事業の施行の同意.....1358
- 患畜等の発生.....1358
- 県道の路線認定（県道平田北条線）.....1358
- 県道の路線番号の決定の一部改正.....1358
- 道路の供用開始（県道湯谷口川内線）.....1358
- 道路の区域変更（県道美川松山線）.....1358
- 道路の供用開始（ " ）.....1359
- 道路の区域変更（県道美川川内線）.....1359
- 道路の区域変更（県道小田柳谷線）.....1359
- 道路の供用開始（ " ）.....1359
- 開発行為に関する工事の完了.....1360

公 告

- 甲種防火管理講習の実施.....1360
- 二級建築士試験の合格者.....1360

任 免 辞 令

- 浅海浩二外.....1361
- 公営企業任免辞令.....1361

正 誤

- 平成14年11月15日付け第1408号愛媛県訓令第13号（愛媛県処務細則の一部を改正する訓令）中.....1361

規 則

○愛媛県規則第74号

愛媛県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

（愛媛県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第12条第8項第2号」を「第12条第9項第2号」に改め、同条第7号の2中「沿岸漁業等振興法（昭和38年法律第165号）第8条第2項第2号に掲げる事項を行うために必要な同条第1項の構造改善事業」を「沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うもの

を除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業」に改める。

（愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第2条 愛媛県自然環境保全条例施行規則（昭和49年愛媛県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号ウの中「沿岸漁業等振興法（昭和38年法律第165号）第8条第2項各号に掲げる事項を行うために必要な同条第1項の構造改善事業」を「沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第18条第1号力において同じ。）の構造の改善に関する事業」に改める。

第18条第1号力中「沿岸漁業等振興法第8条第2項第2号に掲げる事項を行うために必要な同条第1項の構造改善事業」を「沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業」に改める。

（愛媛県自然海浜保全条例施行規則の一部改正）

第3条 愛媛県自然海浜保全条例施行規則（昭和55年愛媛県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第9号中「沿岸漁業等振興法（昭和38年法律第165号）第8条第2項第2号に掲げる事項を行うために必要な同条第1項に規定する構造改善事業」を「沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1962号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、内海村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、内海村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 （平方メートル）
内海村網代106、224、224の2、240、248の1、248の2、249から252まで、261、293、294、295の1、295の2、296、297、298の1、298の2、300の2、344の1、349及び350の2の地先	1,983.43

○愛媛県告示第1963号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、内海村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
網代	内海村網代106、224、224の2、240、248の1、248の2、249から252まで、261、293、294、295の1、295の2、296、297、298の1、298の2、300の2、344の1、349及び350の2の地先公有水面埋立地		1,983.43

○愛媛県告示第1964号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市松神子土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成14年12月4日認可した。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1965号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、城辺町から協議のあった町営土地改良事業（単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長野地区）の施行に平成14年12月4日同意した。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1966号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり牛ヨーネ病が発生した旨の届出があった。

あった。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

疑似患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生日月日	その他参考となるべき事項
3頭	東予市吉田291	平成14年11月25日	自衛殺

○愛媛県告示第1967号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

路線名	起 点 終 点	重要な経過地	備 考
平 田 線 北 条	松山市平田町		
	北条市		

○愛媛県告示第1968号

県道の路線番号の決定（昭和48年3月愛媛県告示第294号）の一部を次のように改正する。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

表346の項の次に次のように加える。

347	平田
	線
	北条

○愛媛県告示第1969号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯谷口川内線	温泉郡川内町大字則之内字下永野甲2407番1地先から 同字甲2455番1地先まで	平成14年12月13日

○愛媛県告示第1970号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万町大字菅生3番耕地160番28から 同大字3番耕地160番30まで	旧	メートル 7.4~10.0	キロメートル 0.026	
			新	7.4~31.4	0.026	

○愛媛県告示第1971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万町大字菅生3番耕地160番28から 同大字3番耕地160番30まで	平成14年12月13日

○愛媛県告示第1972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万町大字直瀬乙2153番2地先から 同大字乙2175番4地先まで	旧	メートル 4.7~47.8	キロメートル 0.263	
			新	8.2~60.0	0.241	

○愛媛県告示第1973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字本川2721番から 同大字3931番まで	旧	メートル 4.2~18.0	キロメートル 0.828	
			新	4.2~18.0 4.2~46.0	0.828 0.907	
"	"	上浮穴郡小田町大字本川3946番地先から 同大字3931番まで	旧	5.5~18.0 5.0~18.0	0.065 0.105	
			新	5.5~18.0	0.065	

○愛媛県告示第1974号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字本川2721番から 同大字3931番まで	平成14年12月13日

○愛媛県告示第1975号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
今局建（開）第8号 平成14年11月26日	越智郡大西町大字紺原甲206番3	越智郡大西町大字紺原甲1136番地2 渡 邊 孝 義
松局伊土検（開）第46号 平成14年12月3日	伊予市上野字下屋舗2651番1	伊予市米湊820番地 伊予市長 中 村 佑

公 告

○公 告

甲種防火管理講習の実施について

平成14年度の消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イの規定による甲種防火管理講習を次のとおり実施する。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 講習の区分、日時及び場所

区 分	日 時	場 所
甲種防火管理講習	平成15年2月3日（月） （午前10時から午後5時） から2月4日（火） （午前9時から午後4時） まで（2日間）	松山市一番町四丁 目4番地2 愛媛県庁第二別館 6階大会議室

2 受講申込書の提出期間

平成14年12月18日から平成15年1月17日まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは受け付ける。

3 受講申込書の請求先

最寄りの地方局総務福祉部県民生活課、消防本部又は中島町役場

4 受講申込書の提出先

松山市一番町四丁目4番地2（〒790 8570）
愛媛県県民環境部消防防災安全課

○公 告

二級建築士試験の合格者について

平成14年7月7日及び9月29日に施行した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成14年12月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
7 C 10030Y	大 野 智 彦	7 C 10072Y	岡 田 政 章
7 C 10164K	丹 下 伸 宏	7 C 10165L	平 井 慎 一
7 C 10235L	八 木 正 史	7 C 10349N	吉 原 功
7 C 10372R	日 野 安 行	7 C 10416K	木 戸 英 明
7 C 10428R	菅 貴 顕	7 C 10429Y	谷 口 純 平
7 C 10484R	渡 邊 史 代	7 C 10540R	笹 沼 幸 子
7 C 10553P	木 村 寛 子	7 C 10606L	山 田 洋 一
7 C 10633K	中 原 愛 子	7 C 10648L	横 山 宣 宏
7 C 10717K	織 田 豊	7 C 10718L	堀 川 雅 代
7 C 10731K	菅 勝 利	7 C 10830L	村 上 敏 規
7 C 10881N	檜 垣 久 美 子	7 C 10896P	藤 田 大 輔
7 C 10924P	原 井 川 敬 三	7 C 11035N	増 野 直
7 C 11075L	杉 野 正 幸	7 C 11087Y	兵 頭 裕
7 C 11088K	佐 伯 隆 弘	7 C 11100R	井 手 内 良 江
7 C 11197P	藤 本 礼 子	7 C 11198R	石 住 晃
7 C 11211P	高 杉 裕 規	7 C 11253P	福 田 健 治
7 C 11284K	森 脇 正 人	7 C 11359R	犬 伏 秀
7 C 11362L	前 神 庸 二	7 C 11460L	竹 本 清 志

7 C 11517M	高岡 浩三	7 C 11666 P	小田原 隆之
7 C 11678M	日根野 純	7 C 11679N	垂水 満
7 C 11707N	渡部 慎吾	7 C 11738 Y	西野 繁輝
7 C 11884R	鳥丸 貴志	7 C 11967 P	鳥生 美春
7 C 11968 R	長尾 昌寿	7 C 12171 R	金城 順
7 C 12216 L	池田 亮	7 C 12505 N	山崎 武典
7 C 12545 L	森本 暢子	7 C 12556 R	小野 正吾
7 C 12599 Y	隅野 鮎美	7 C 12641 Y	中洲 貴和子
7 C 12655 Y	三好 貞史	7 C 12818 L	玉井 勝政
7 C 12832 L	佐伯 有香	7 C 13014 L	米田 正人
7 C 13027 K	下島 輝光	7 C 13217 L	穂道 一裕
7 C 13230 K	清家 修吾	7 C 13232 M	渡部 夏美
7 C 13261 N	高橋 信夫	7 C 13353 P	徳永 健二
7 C 20020 K	水野 将司	7 C 20034 K	山田 幸司
7 C 20036 M	守田 敏正	7 C 20077 L	向川 芳美
7 C 20134 M	山本 公美	7 C 20147 L	友沢 英児
7 C 20216 K	上甲 志保	7 C 20254 N	土居 孝範
7 C 20255 P	大谷 悠貴	7 C 20266 L	高須賀 正和
7 C 20282 N	坂井 彰	7 C 20311 P	杉山 薫
7 C 20322 L	松下 圭祐	7 C 20351 M	高橋 勇三
7 C 20380 N	大藤 誠司	7 C 20420 L	好岡 学
7 C 20449 M	井川 直也	7 C 20463 M	東 潤美
7 C 20514 P	武田 浩一	7 C 20526 M	眞田 裕
7 C 20612 P	西村 智子	7 C 20651 L	安永 諭
7 C 20652 M	高橋 昭	7 C 20668 P	工藤 一誠
7 C 20680 M	本郷 恵美	7 C 20707 L	井村 多希子
7 C 20708 M	村岡 一志	7 C 20709 N	佐川 昇三
7 C 20718 R	藤原 敬士	7 C 20745 P	高橋 理恵
7 C 20760 R	鶴田 一	7 C 20886 R	若林 邦啓
7 C 20928 R	村上 誠一	7 C 20979 K	小山 正浩

7 C 20995 M	高橋 邦尚	7 C 21034 Y	藤本 香織
7 C 21090 Y	金子 裕之	7 C 21132 Y	松永 真樹
7 C 21160 Y	稲村 聡	7 C 21241 N	杉山 豊隆
7 C 21268 M	那須 雄樹	7 C 21283 N	高岡 昌司

任 免 辞 令

○任免辞令

11月30日

愛媛県技術吏員 浅海 浩二

願により本職を免ずる

12月1日

藤井 基晴

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)2級を命ずる
愛媛整肢療護園医長を命ずる

○公営企業任免辞令

12月1日

隅 明美

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)2級を命ずる
県立中央病院小児科医長を命ずる

穂吉 眞之介

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)2級を命ずる
県立中央病院小児科副医長を命ずる

正 誤

○正 誤

平成14年11月15日付け第1408号愛媛県訓令第13号(愛媛県
処務細則の一部を改正する訓令)中

ページ	箇所	誤	正
1278	左欄上から2 行目	(第77号関係)	(第77条関係)

